

毎週月. 水. 金曜日発行

# 富 山 県 報

平成28年 2 月 29 日

月 曜 日

号 外(2)

## 目 次

### 規 則

○富山県歯科技工士法施行規則の一部を改正する規則

1

## 規 則

富山県歯科技工士法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年 2 月 29 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第 4 号

富山県歯科技工士法施行規則の一部を改正する規則

富山県歯科技工士法施行規則（平成11年富山県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分中「出願、」を削り、「第 1 号の出願については知事に、第 2 号から第 4 号まで」を「第 1 号から第 3 号まで」に、「第 5 号」を「第 4 号」に改め、同条第 1 号を削り、同条第 2 号中「様式第 2 号」を「様式第 1 号」に改め、同号を同条第 1 号とし、同条第 3 号中「様式第 3 号」を「様式第 2 号」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条第 4 号中「様式第 4 号」を「様式第 3 号」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 5 号中「様式第 5 号」を「様式第 4 号」に改め、同号を同条第 4 号とする。

第 3 条中「前条第 2 号から第 4 号まで」を「前条第 1 号から第 3 号まで」に、「様式第 6 号」を「様式第 5 号」に改める。

様式第 1 号を削り、様式第 2 号を様式第 1 号とし、様式第 3 号から様式第 6 号までを 1 様式ずつ繰り上げる。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県歯科技工士法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(医 務 課)